平成２１年（フ）第７０号
大分県国東市国東町北江2487番地１
破産者　阿部　尚茂
１　破産債権の届出期間　平成23年３月18日まで
２　一般調査期日　平成23年４月19日午前10時30分
平成23年１月24日
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産管財人選任

平成１９年（フ）第３３７６号
大阪市都島区中野町４丁目13番24号
破産者　株式会社平井商店
次の者を破産管財人に選任する。
弁護士　新宅　正人
平成23年１月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（フ）第７１１１号
大阪府八尾市美園町４丁目72番地の９
破産者　有限会社フラップ
次の者を破産管財人に選任する。
弁護士　新宅　正人
平成23年１月20日
大阪地方裁判所第６民事部

破産管財人変更

平成２２年（フ）第１２２号
滋賀県草津市南笠東３丁目２番３号
破産者　中井　治己
破産管財人　浮田　麻里が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　小川　恭子
平成23年１月20日　大津地方裁判所民事部

債権者集会招集

平成２１年（フ）第７６５４号
大阪市中央区備後町２丁目４番10号
破産者　株式会社エム・ドゥ
１　期日　平成23年３月18日午後２時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年１月21日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第１５０号
山口県光市和田町23番19号、開始時の住所山口県下松市桜町３丁目16番13号
破産者　今井　　学
異議申述期間　平成23年２月25日まで
平成23年１月24日　山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１２１４号
熊本市上代１丁目17番95号
破産者　江中　柾彦
異議申述期間　平成23年３月14日まで
平成23年１月21日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５４号
福岡市中央区大名２丁目４番５号
破産者　株式会社ランドクリエーション
異議申述期間　平成23年３月17日まで
平成23年１月17日
福岡地方裁判所第４民事部

平成１７年（フ）第１９号
福岡市博多区東光２丁目６番15号
破産者　株式会社カギの救急車
異議申述期間　平成23年３月22日まで
平成23年１月19日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１０２号
福岡市城南区樋井川７丁目８番２号
破産者　山本雅比古
異議申述期間　平成23年３月22日まで
平成23年１月21日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７５号
秋田県雄勝郡羽後町貝沢字稲荷116―１、商業登記簿上の本店所在地大阪府大阪市北区堂島浜２丁目１番９号
破産者　秋田シルバーオツクス株式会社
異議申述期間　平成23年３月23日まで
平成23年１月24日　秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第４６号
熊本県玉名郡長洲町大字清源寺1549番地
破産者　田頭美奈子
異議申述期間　平成23年３月24日まで
平成23年１月24日　熊本地方裁判所玉名支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１３６号
千葉県茂原市早野516番地11、債務名義上の住所島根県大田市仁摩町宅野172番地３
破産者　藤間　克典
免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
平成23年１月19日
千葉地方裁判所一宮支部破産係

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第３００１号
大阪市北区西天満５丁目１番９号
清算株式会社　株式会社エルコーポレーション
代表清算人　池田　佳史
１　決定年月日　平成23年１月19日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第１号
埼玉県秩父市中宮地町25番４号
清算株式会社　秩父織物商事株式会社
代表清算人　横田　萬三
１　決定年月日　平成23年１月21日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所秩父支部

配当表認可

平成２１年（船）第１号
広島市南区宇品海岸１丁目１番９号
申立人　株式会社双葉商会
主文　配当表を認可した。
平成23年１月20日
広島地方裁判所民事第４部

監 督 命 令

平成２３年（再）第１号
茨城県日立市滑川町3033番地
再生債務者　日立観光開発株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　水戸市南町３丁目４番65号　関・山形法律事務所　弁護士　山形　　学
平成23年１月20日　水戸地方裁判所民事部

監督命令変更

平成２２年（再）第１号
山形県酒田市北千日町11番26号
再生債務者　髙橋　健一
主文　平成22年４月26日に当裁判所がなした監督命令のうち、主文第６項以下を下記のとおり変更する。
６　再生債務者は、監督委員に対し、再生計画の履行状況に関する報告書を平成23年３月15日限り提出しなければならない。
７　監督委員は、裁判所に対し、再生計画の履行状況に関する報告書を平成23年３月25日限り提出しなければならない。
平成23年１月21日　山形地方裁判所酒田支部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第１号
青森県八戸市大字十三日町16番地
再生債務者　八戸スカイビル株式会社
１　決議に付する計画案　平成22年12月22日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成23年３月３日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成23年２月24日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成23年２月24日
平成23年１月21日　青森地方裁判所八戸支部

平成２２年（再）第４号
三重県津市大里睦合町2353番地
再生債務者　株式会社大里ミートセンター
１　決議に付する計画案　平成22年12月16日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成23年３月４日午後４時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成23年２月28日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成23年２月21日
平成23年１月21日　津地方裁判所